

# 呉市ブロック塀等安全確保事業（令和6年度）

本事業は、安全性が確認できないブロック塀等の除却又は建替に要する費用の一部を助成することにより、地震の際にブロック塀等の倒壊による被害の防止や避難のための経路を確保することを目的としています。

## 1 対象となるブロック塀等

次の全ての要件を満たしたものが対象となります。

- (1) 避難経路等（緊急輸送道路<sup>※1</sup>及び通学路<sup>※2</sup>）に面するもの

※1 広島県緊急輸送道路ネットワーク計画により設定されている路線

※2 呉市内の小学校及び中学校が指定した路線（通学路のうち、各学校の指定する主要な路線）

- (2) 道路からの高さが1.0m以上のもの（擁壁の上に設置されている場合は、塀の高さが0.6m以上のものに限る）
- (3) 『既存ブロック塀等点検チェックリスト』<sup>※3</sup>等により、安全性が確認できないもの
- (4) 建築基準法の規定に違反していないもの
- (5) 民間が所有しているもの（法人その他団体が所有するものを除く）

※3 『既存ブロック塀等点検チェックリスト』

### 1 補強コンクリートブロック造

点検項目	点 検 内 容	適合	不適合
塀の高さ	2.2m以下である。		
塀の厚さ	高さ2mを超える場合、15cm以上である。		
	高さ2m以下の場合、10cm以上である。		
控え壁（塀の高さが1.2mを超える場合）	塀の長さ3.4m以内ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。		
基礎	基礎がある。		
健全性	傾き、ひび割れがなく、健全である。		
鉄筋	塀に鉄筋が入っている。		
その他			

### 2 組積造

点検項目	点 検 内 容	適合	不適合
塀の高さ	1.2m以下である。		
塀の厚さ	頂部までの垂直距離が1/10以上である。		
控え壁（塀の高さが1.2mを超える場合）	塀の長さ4m以内ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁がある。		
基礎	基礎がある。		
健全性	傾き、ひび割れがなく、健全である。		
その他			

## 2 補助対象者（以下「申請者」といいます。）

次の要件に該当する方であれば、呉市外に居住の方でも補助金の交付を受けることができます。

- (1) ブロック塀等の所有者又は管理者（築造されている土地又は建物の所有者等）
- (2) 市税の滞納がない方

## 3 補助金額

ブロック塀等の除却等に要する事業費<sup>※4</sup>の 2 / 3（上限15万円（消費税を含む。））

※4 1, 2のうち金額が低い方

1 工事施工業者の見積金額

2-1 対象となるブロック塀等の長さに 9,000円/m を乗じたもの（除却工事）

2-2 対象となるブロック塀等の長さに 36,000円/m を乗じたもの（建替工事）

### 【算定例】

(例1) 30mのブロックの除却で見積額が30万円の場合

1) 見積金額 30万円 × 2 / 3 = 20万円

2) 30m × 9,000円 × 2 / 3 = 18万円

⇒ 上限額の 15万円 が補助金額

(例2) 20mのブロックの建替で見積額が45万円の場合

1) 見積金額 45万円 × 2 / 3 = 30万円

2) 20m × 36,000円 × 2 / 3 = 48万円

⇒ 上限額の 15万円 が補助金額

(例3) 22mのブロックの除却で見積額が22万円の場合

1) 見積額 22万円 × 2 / 3 = 14.67 切り捨てるため 14万円

2) 22m × 9,000円 × 2 / 3 = 13.2 切り捨てるため 13万円

⇒ 金額の低い 13万円 が補助金額

## 4 補助金交付申請期限

令和6年9月30日（月）まで

※ 申請前に必ず事前相談を行ってください。

※ 予算額に達した場合は、申請期限前に受付を終了させていただくこととなりますので、御了承ください。

## 5 事業完了期限

令和7年2月末まで

## 6 申請書提出先・問合せ先

呉市都市部建築指導課（本庁舎5階）

連絡先 TEL0823-25-3513

## 7 注意事項

- (1) 補助金交付申請前に工事に着手された場合には、この補助金を交付することはできません。
- (2) 同一敷地内において、公共工事等の補償等の対象になっている除却に関する事業又は、呉市危険建物除却促進事業等の除却に関する補助金制度を利用している場合は、本事業を活用できません。
- (3) 本事業においては、関係法令の規定に則して工事を行ってください。
- (4) 呉市役所では、解体業者等のあっせんは行っていません。業者選定でお困りの場合には、呉建設工業協同組合（TEL0823-23-6951）にお問合せください。

## 8 手続きの流れ

手続き	内 容
① 事前相談	補助対象のブロック塀等に該当するかどうかの確認、申請の手続きの事前相談を行います。必要な書類を持参してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 位置図（付近見取図）</li> <li><input type="checkbox"/> ブロック塀等の高さや厚さが分かる写真や図面</li> <li><input type="checkbox"/> 点検チェックリスト等（各自で点検されたもの）</li> </ul>
② 補助金交付申請	交付申請に必要な書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 補助金交付申請書（別記様式第1号）</li> <li><input type="checkbox"/> 補助金交付申請額の算定内訳表（別記様式第2号）</li> <li><input type="checkbox"/> 既存ブロック塀等点検チェックリスト（別記様式第3号）等</li> <li><input type="checkbox"/> 公図の写し〔法務局〕</li> <li><input type="checkbox"/> 土地又は建物の登記事項証明書（原本）〔法務局〕</li> <li><input type="checkbox"/> 付近見取図及び配置図</li> <li><input type="checkbox"/> 立面図，断面図</li> <li><input type="checkbox"/> 現況写真（全景，形状，点検で不適合となった内容が分かる写真）</li> <li><input type="checkbox"/> 見積書の写し</li> <li><input type="checkbox"/> 消費税仕入税額控除確認書（別記様式第4号）</li> <li><input type="checkbox"/> 戸籍謄本等（申請者が所有者の相続人の場合）</li> <li><input type="checkbox"/> 共有者の同意書（共有者がある場合）</li> <li><input type="checkbox"/> 委任状（手続きを第三者に委任する場合）</li> <li><input type="checkbox"/> 軽量フェンス等の配置図，立面図，断面図，基礎伏図その他形状を示すのに必要な図書（新設工事の場合に限る。）</li> </ul>
③ 補助金交付決定	呉市から補助金の交付決定の可否について，書面で通知されます。
④ 工事契約	交付決定通知日以降に契約してください。
⑤ 着手届提出	着手届を提出し，工事に着手してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 着手届（別記様式第13号）</li> <li><input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し又は注文書及び注文請書の写し</li> </ul>
⑥ 完了実績報告	工事完了後，必要な書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 完了実績報告書（別記様式第14号）</li> <li><input type="checkbox"/> 着手前，工事中及び完了時（<u>除却工事の場合は除却直後</u>）の写真</li> <li><input type="checkbox"/> 請求書の写し及び領収証</li> </ul>
⑦ 補助金額確定	呉市から補助金の交付額の確定について，書面で通知されます。
⑧ 補助金交付請求	請求書を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 補助金交付請求書（別記様式第16号）</li> </ul>
⑨ 補助金交付	呉市より指定の口座に補助金が振り込まれます。